

## 秦野市こども計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

### 1 意見募集期間

令和6年11月16日（土）から同年12月15日（日）まで

### 2 意見募集の周知方法

広報はだの11月15日号、市ホームページ及び市公式LINE

### 3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館、駅連絡所及びはだのこども館における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) こども政策課における閲覧

### 4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

### 5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
1. 計画の策定に当たって	1	1				
2. 秦野市のこども・若者、子育ての現状	1		1			
3. 計画の基本的な考え方	1	1				
4. 施策の展開	11	2		7	2	
5. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	23	2	2	4	2	13
6. 計画の推進に向けて	1	1				
その他全般	10		1	8		1
計	48	7	4	19	4	14

#### ※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：計画に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

秦野市こども計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・御提案等

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	第1章 （2）計画の位置 付け（P2）	関連計画に「秦野市スポーツ推進計画」も明記すべきではないか。	A	御意見を踏まえ、関連計画に「秦野市スポーツ推進計画」を追加します。
2	第2章 （5）日曜・祝日の 定期的な教育・保 育事業の利用希望 （P23）	近隣他市では、公立・私立全ての園でアンケートを実施している。正確な把握につとめるべきではないか。	B	本調査は子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、就園・未就園にかかわらず、就学前のこどものいる保護者を対象に実施しており、国の手引きに基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望等を把握したうえで、量の見込みを推計し、具体的な確保方策を定めるためのものです。 また、費用対効果の観点から、全数調査は実施していませんが、統計的に有意な回答数を得ていることから、本市でのニーズが反映された調査結果であると考えています。
3	第3章 計画の基本的な考 え方（P49）	一文が長く、要素が混在しているため何を伝えたいのか分かりにくい。ひと（子ども・若者や子育て家庭を支える様々な活動に取り組む市民）、もの（本市の自然豊かな環境、児童館、公民館、公園等の公共施設、小田急線4駅を中心とする地域）、こと（これまで受け継がれてきた伝統文化）などの要素を並べ替え、分かりやすい文書にしてはどうか。	A	御意見を踏まえ、内容を修正します。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
4	第4章 施策の展開（P55～）	この章では教育部各課に関わる事業が明記されているが、文化スポーツ部のうちスポーツ推進課の事業については何もない。本市のスポーツ推進計画の中にも本計画の対象年齢に関わる関連事業があると考えられるため盛り込んでみてはどうか。	A	御意見を踏まえ、スポーツに関する事業を追加します。
5	第4章 （3）多様な遊びや体験と誰もが安心して集える居場所づくりの充実（P59）	市民団体により市内で実施されている「こどもの居場所」を周知し、取組みに賛同するボランティアと団体とを結び付けることで、取組みが充実するようにしてほしい。	C	御意見を参考に、子育て支援に取り組む市民団体や事業者等との連携を推進し、こどもの居場所づくり等の取組みが充実するよう努めていきます。
6	所づくりの充実（P59）	雨の日でも遊べる居場所があるといい。	C	御意見については、今後の取組みにおいて参考にさせていただきます。
7		公民館や児童館の子どもの利用が少ない。子どもが何を必要としているかニーズを把握して公共施設の活用方法を見直してほしい。	C	御意見については、今後の取組みにおいて参考にさせていただきます。
8	第4章 （1）妊娠前に対する支援の充実（P61）	最新の情報・データに基づき男女が共に正しい知識を持てるよう取り組んでほしい。感受性が豊かな時期に行うことが効果的だと考えられるため、子どもを対象とする事業にも取り組んでほしい。	C	御意見については、今後の取組みにおいて参考にさせていただきます。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
9	第4章 (2) 障害のある 子ども・若者と家 庭への支援 (P73)	発達に遅れが見られるお子さんの相談先として「ことばの相談室」があるが、需要が大幅に増加し、利用申請してから発達検査を受検できるまで4か月近く待機が必要な方もいると聞いている。インクルーシブ保育を実践する中でもスムーズな接続ができるよう、検査体制の拡充を検討いただきたい。	C	保護者の希望に応じ、迅速に発達検査が受けられるよう、保護者への連絡調整を行っています。今後は、検査可能枠を増やすなど、効率的に実施できるよう改善を図るとともに、発達検査までの間、関係機関で実施している相談支援を受けながら、不安解消を図れるよう努めていきます。
10		障害児早期療育推進事業について、市町村を超えて秦野市の保育園に入所している児童も対象としていただきたい。	D	本市が実施する事業については、住民票を有する方を対象とした住民サービスのため、市町村を超えて実施することは困難と考えられます。
11	第4章 (2) 障害のある 子ども・若者と家 庭への支援 (P73)	〇ニーズの把握について 医療的ケア児の対象者（見込量）をどのように把握されているか。本来、この計画に落とし込むべきではないかと思う。	C	保健・福祉・医療との連携の中で、医療的ケア児の情報及びニーズ等の把握に努めています。御意見については、今後の参考にさせていただきます。
12	第4章 (2) 障害のある 子ども・若者と家 庭への支援 (P74)	「インクルーシブ保育・教育」 担当課に「教育総務課」「教育研究所」とあるが事業内容には小中学校向けのものは見当たらないため「特別支援」や「不登校対策」に関する記述を盛り込むべきである。また、「教育指導課」も関わると考えられるので確認をしてはどうか。	A	御意見を踏まえ、担当課に「教育指導課」を加えるとともに、学齢期も含めてインクルーシブ教育を実施する方向ですので、内容を修正し、切れ目のない支援を推進します。 なお、不登校対策については、学校教育全体の取り組みですので、ここでは盛り込まないこととさせていただきます。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
13	第4章 (3) 全てのこどもが生きる力を育む教育環境の整備 (P76)	「ヤングケアラー支援事業」ニーズの把握について、ヤングケアラー支援事業の対象者（見込量）をどのように把握されているのか。本来、この計画に落とし込むべきではなかったと思う。	D	本計画の策定に当たり、令和6年度に実施した「こどもの生活実態調査」において、ヤングケアラーに関する調査を行いました。 また、ヤングケアラー支援事業の対象者は、関係各課との連携、定期的な情報共有等の機会を通じて把握に努めています。
14	第4章 (5) 生活基盤の安定に資する経済的支援 (P78)	ひとり親支援に関する情報を、対象者のニーズに応じて分かりやすく提供してほしい。できればアプリ化してほしい。	C	御意見については、ニーズ及び費用対効果を踏まえて検討するなど、今後の取組みにおいて参考にさせていただきます。
15	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (P79)	この章では「教育・保育」は就学前に関する記述が目立ち、小中学生を対象としたものは「(11) 放課後児童健全育成事業」と「(15) 児童育成支援拠点事業」のみである。教育部の関連事業に盛り込むものはないか確認してはどうか。	B	第5章は、子ども・子育て支援法に定められる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について記載しています。教育部等のこどもに関する本市独自施策については、第4章に記載しています。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
16	第5章 (1) 教育・保育の量の確保 (P85)	「特に定員不足が懸念される1・2歳児については、小規模保育事業所や家庭的保育事業の施設整備の検討や企業主導型保育事業の地域枠の活用等により、定員の確保に努めます。」とあるが、現在の公立こども園や私立保育園等の在り方を整備や充実ではなく、市民の意思を度外視した新自由主義的な色彩濃い内容になっている。改めるべきと考えるがどうか。とりわけ「企業主導型保育事業の地域枠の活用等」などは、市民の意思や声に関わらず、行政自らが責任を放棄したような進め方はいかがなものかと考えるがどのようなか。	D	今後の公立こども園や私立保育園等の在り方については、別途検討を進めています。 量の確保については、少子化が進行する中における市民ニーズを踏まえた考え方を示しています。 企業主導型保育事業の活用も、保育需要を満たす有効な方策だと考えています。
17	第5章 (2) 教育・保育の質の向上 (P86)	秦野市の施策として1歳児の保育士配置を4対1とすることを可能とする補助基準の見直しを行い、子どもたちの安全・安心な保育が進められるよう単独補助に取り組んでいただき素晴らしいと感じている。 今後、国の施策で配置基準が5：1あるいは、4：1となった場合、秦野市としての単独補助負担が軽減されることになると考えるが、その際、保育にかかる予算は削減されるのか、それとも保育の質の確保・向上に向けて堅持されるのかを明記いただきたい。	C	予算については、各年度の予算編成の中で検討・調整していくものであるため、国の動向を踏まえながら対応を検討します。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
18	第5章 (2) 教育・保育の質の向上 (P86)	「3歳から5歳児までの保育に必要な職員配置基準が改正されましたが、本市ではさらに1歳児の保育士配置を4対1とすることを可能とする補助基準の見直しを行い」とあるが、3歳児～5歳児への保育士の配置基準はどのようなか。さらには「1歳児では保育士配置基準を4対1とすることを可能とする補助基準の見直し」とはどのような見直しをするのか。具体の説明をしていただきたい。	B	職員配置基準については、令和6年度から国基準が見直されました（3歳児 1.5対1、4・5歳児 2.5対1）。 1歳児の保育士配置については、国基準の6対1から4対1配置とした場合にその差分を補助するもので、既に令和6年度から実施しています。
19	第5章 (2) 教育・保育の質の向上 (P86)	○「確保方策・方向性」について 「公私問わず国基準（6対1）を上回る4対1を目指します。」とあるが、いつまでに実現する予定なのか。また公私の保育士の処遇の格差の改善は「こども計画」に盛り込むことは不可避と思うがどうか。	C	民間保育所等については、各園における保育士確保の状況次第となるため、目指すべき基準としていません。 処遇改善については国の制度の下で実施されるものであるため、国の動向を踏まえ適切に対応します。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
20	第5章 (2) 教育・保育の質の向上 (P86)	<p>「公私・幼保にかかわらず、各施設間や小学校・中学校との連携をより一層強化し、全てのこどもに質の高い教育・保育を実施するとともに、家庭、地域、関係機関との連携により、多様な経験による学びの機会の提供に努めます」</p> <p>○「各施設間や小学校・中学校との連携」とあるが、どのような連携を図るのか。具体の連携の状態を説明していただきたい。</p> <p>○「全てのこどもに質の高い教育・保育を実施する」とあるが、「質の高い」とは、どのような基準を想定しているのか。具体の項目や水準設定などを明記すべきである。</p> <p>○「家庭、地域、関係機関との連携」とあるが、どのような連携なのか。その具体を示していただきたい。</p>	E	<p>○本市では、平成23年度から、学びと育ちの連続性を確保しながら発達の段階に応じて一貫した教育を展開する「園小中一貫教育」を全市的な取り組みとして推進しています。</p> <p>具体的な連携につきましては、園小中の合同研修会及び相互の保育・授業参観、異年齢集団による体験的な交流活動などを行っています。今後も各中学校区で幼稚園・こども園・小学校・中学校が連携して取り組むため、「園小中一貫教育連絡会」や公私園種を問わず、園小中の接続強化を図るための「はだのっ子育ちと学びの架け橋会議」等を中心に、連携を図っていきます。</p> <p>○「質の高い教育・保育」については、秦野市の子どもたちがより良い教育・保育が享受できるよう様々な取り組みを進めています。具体の項目の一例として、「秦野市教育振興基本計画」に掲げている、「乳幼児教育センターの設置」「園小接続カリキュラムの作成」「学校教育の情報化の推進」などがあげられ、同計画の進捗状況等については、毎年度点検・評価を実施しています。今後も、教育振興基本計画に基づき、取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>○本市では、「地域とともにある学校づくり」を進めており、コミュニティ・スクールの市内全校拡充や小中合同の設置を進めるなど、学校、家庭、地域、行政が協働により地域に開かれた学校づくりに取り組んでいます。</p>



No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
21	第5章 ①利用者支援事業 (保育コンシェル ジュ) (P87)	「母子保健コーディネーターと連携して」とあるが、当市に母子保健コーディネーターは何名ほどいるのか。 また、母子保健コーディネーターが不足しているようであれば、増やす取組みも必要ではないか。	E	母子保健コーディネーターとして、助産師が2名従事しています。現在、不足している状況ではありません。
22	第5章 ②利用者支援事業 (こども家庭セン ター) (P88)	「相談体制の充実を図ります。」とあるが、具体的な取組みはあるのか。	E	母子保健機能と児童福祉機能が一体的となった相談支援を実施するため、妊娠期から両機能を活かした支援を行えるよう、周産期カンファレンスに児童福祉の統括支援員が参加するなど、多角的にケース検討ができる場を増やしています。
23	第5章 ③利用者支援事業 (地域子育て相談 機関) (P89)	こども家庭センターの設置に加え、さらにこども家庭センターを補完する身近な相談機関を設置する場合、相談者がわかりにくいと感じないような配慮が必要であると考えます。 また、「状況把握の機会の増加を図ります。」とあるが、相談機関の設置だけでなく、具体的な取組みはあるのか。	E	こども家庭センター、地域子育て相談機関のいずれの機関でも、こどもに関する相談ができることを様々な媒体を使って周知することに努めます。 また、地域子育て相談機関の設置だけでなく、居場所づくりの推進など、子育て家庭にとって身近な場所で、いつでも誰でも気軽に相談できる環境づくりに取り組んでいます。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
24	第5章 (2) 地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等） (P90)	「常駐の子育て支援アドバイザーのきめ細かい対応」をしているようだが、昨今、保育園にも幼稚園にも行ってない、いわゆる「無園児」が約14万人いるといわれている。国にも未就園児の実態調査やニーズ調査がないといわれている。「確保方策・方向性」に示されているが、その意味では「ぼけっと21等」は重要な役割を果たしていると思う。より質の高い保育支援を行うためには、本市の「無園児」の実態調査やニーズ調査は不可欠と思う。実態を把握されているかどうか。	E	毎年、こども家庭庁が乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況調査を実施しています。この調査を基に、本市に住民票があり、幼稚園や保育所等に通っていない可能性の高い児童を把握することができます。
25	第5章 (2) 地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等） (P90)	市民からの意見では、市は支援アドバイザーの「善意」に任せきりになっていて、ポケット21にある問題点がなおざりになっているのではないかと指摘される。質的な改善のための研修や処遇改善のための施策を計画に盛り込むべきではないかと思うがどうか。	C	市と子育て支援アドバイザーとが定期的にニーズや課題等の情報を共有し、より良い子育て支援拠点の運営に努めています。また、子育て支援アドバイザーのスキル向上に対する研修の受講や処遇については、委託事業者と連携しながら取り組んでいます。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
26	第5章 (2) 地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等） (P90)	「引き続きより多くの保護者に活用していただけるよう、事業の周知が必要です。」とあるが、具体的な取組みはあるのか。また、「より多くの保護者が利用しやすい環境整備に取り組めます。」とあるが、具体的な取組みはあるのか。	E	事業の周知として、乳幼児4か月健診での周知や市ホームページ、子育てサポートブックへの情報掲載等を行っていますが、今後は市公式LINEの活用など、更なる情報発信の充実に努めます。また、親子で楽しめる講座を実施し、気軽に楽しく参加できる環境づくりに取り組んでいます。
27	第5章 (4) 乳児家庭全戸訪問事業（P92）	こんにちは赤ちゃん訪問員は何名ほどいるのか。また、こんにちは赤ちゃん訪問員が不足しているようであれば、増やす取組みも必要ではないか。	E	こんにちは赤ちゃん訪問員は35名であり、対応に十分な人数を確保できています。
28	第5章 (5) 養育支援訪問事業（P93）	「関係機関との連携による支援体制の整備に取り組めます。」とあるが、具体的な取組みはあるのか。	E	庁内関係課や児童相談所など、対象家庭を支援する機関との情報共有、ケース会議開催等の連携を図り、養育支援訪問事業が生かせるよう努めています。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
29	第5章 (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(P95)	「依頼会員、支援会員双方の登録の増員に努めながら、」とあるが、具体的な取組みはあるのか。	E	会報誌の発行や市ホームページ、広報はだの、自治会への回覧等により制度や活動内容を周知するなど、双方会員の登録の増員に努めています。
30	第5章 (8)一時預かり事業(幼稚園一時預かり事業、保育所等一時預かり事業)(P96, 97)	本市としての実態把握はどのようか。	A	利用実績に基づき、実態を把握しています。
31		受け入れを断った場合の集計をしていないようだが、ニーズ把握の為に公立・私立園共に集計をすべきではないか。	C	公立幼稚園については、申込があった場合はすべて受け入れることができます。なお、保育所等におけるニーズの把握方法は課題となっていますので、今後検討したいと考えています。
32	第5章 ②保育所等一時預かり事業(P97)	「利用定員を上回る弾力的な運用を行うなど、」とあるが、見込量と確保量が同数では弾力的な運用ではないように考える。	A	2・3号認定の保育について、弾力的な運用をすることで、就労を理由に一時預かりを利用している家庭(入所保留等)が通常保育の利用ができるようになり、リフレッシュ等での利用需要に対応できると考え、このような表現となりました。分かりづらい表現ですので、修正します。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
33	第5章 (9)延長保育事業 (P98)	「延長保育を実施する施設を支援します。」とあるが、具体的な支援はなにか。	E	延長保育事業を実施する施設については、補助金を交付することで、施設の支援を行っています。
34	第5章 (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童ホーム)(P100)	「放課後児童支援員の資質向上に努めます。」とあるが、現状の支援員に問題などがあるのか。	E	現在、支援員は県主催の「放課後児童支援員等資質向上研修」等を受講したり、市主催の講演会・ワークショップを受講することにより、日々資質向上に努めております。 令和6年度からは小学6年生まで受入れが可能になったことに伴い、支援員の役割が大きくなることから、更なる資質向上を目指すものです。
35	第5章 (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業(P101)	(3)妊婦健康診査(妊婦健康診査費用助成事業)にて、「実状に合わせた費用助成について検討していきます。」と記載があることから、年収360万円未満相当の世帯について、物価上昇等もあり金額も変動してゆくことを記載するのはどうか。	D	補足給付を行う事業は、3歳以上の保育料無償化の際に国が新たに設けた助成制度となります。そのため、国の資料を参考に同様の記載をしています。
36	第5章 (13)子育て世帯訪問支援事業(P102)	「対応できる事業者の開拓が必要です。」とあるが、万が一開拓できない場合はどうなるのか。	E	より充実した対応ができるよう、調整・準備を進めています。開拓できないことがないよう努めます。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
37	第5章 (15)児童育成支援 拠点事業 (P104)	「市民団体等が継続的に活動できるよう、その活動を支援していきます。」とあるが、具体的な取り組みはあるのか。	E	こどもの居場所を運営する市民団体の活動を支援するため、運営費の一部を補助するとともに、市ホームページや子育てサポートブックにより、活動の周知協力を努めています。
38	第6章 計画の推進に向けて (P109)	PDCA サイクル図があるが、単に PDCA の概念を説明するのではなく、この計画を推進していくための、具体的にどのような作業手順表・プロセス・フロー図、チェックリスト・評価表、連携図を作成していくのかを説明してほしい。つまり、この計画がどのように進み、検証されていくのかが理解できる解説図を構築すべきである。	A	御意見を踏まえ、内容を修正します。
39	その他全般	今後の公立幼稚園のあり方について、サンキッズ南が丘こども園、ペコちゃんこども園ほりかわの様に、民間への委託等が進んでいくのか。今後の方針についてご教示いただきたい。	E	公立幼稚園のあり方については「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づき、民間の力を活用したこども園化などの環境整備を進めてきました。今後の方針につきましては、令和8年度から12年度までを計画期間とする、「次期秦野市幼児教育・保育環境整備計画」の策定作業に着手していきますので、その中で検討を進めていきます。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
40	その他全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人の認可保育所としては、地域の子育て支援にもう少し貢献できる方法を常に模索している。そこで先日、勉強のために法人の園長等が、いまいずみ保育園さんの地域支援事業である「フレンズデー」の活動を視察し、以下に掲げた事項は子育て世帯に対して大きな役割があると知った。</li> <li>・ 公園と違い囲いがある場所の中なので、不審者や道路への飛び出しなどから子どもを守れる。</li> <li>・ 保育士と園児も子育て世帯と同じ場所で保育をしているため、子どもとのかかわり方を学べたり、困りごとなどの相談を保育士に気軽に話せたりする。</li> <li>・ 孤立し、保護者の輪に入れられない人も保育士の言葉がけで輪に入ることができる。</li> <li>・ 毎週木曜日と決まっているため、いつでも行けば誰かがいる環境が整う。</li> </ul> <p>提案：子育てサポートブックに保育所が実施している「子育て家庭の居場所づくり」や「相談支援事業」も掲載する。</p>	C	御提案については、今後の取組みにおいて参考にさせていただき、子育て当事者のニーズ等も踏まえながら、より良い子育てサポートブックの作成に努めます。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
41	その他全般	<p>幼児教育（幼稚園）について、数はすでに充足していると認識しているようだが、ほりかわ幼稚園がこども園になるにあたり、一期生の応募が殺到し、抽選になったことはご存じだろうか。</p> <p>ほりかわ幼稚園よりも幼稚園枠（教育枠）の定員を大幅に絞ったことは、抽選前提でのこども園化だったか。そもそも公立に近い教育方針で3年保育を実施するのであれば、園風重視で遠方の園に通わせているご家庭も戻ってくることは自明である。抽選漏れしたご家庭がどこを選ぶのかは存じ上げないが、ニーズがあるようなら西幼稚園もしくは本町幼稚園から園バスを出したらどうか。</p>	C	<p>定員については、ほりかわ幼稚園の利用者数の推移等を考慮して、プロポーザルの際の仕様に定めたものですが、結果として3歳児クラスの申込みが多数あったことから、抽選となりました。</p> <p>なお、教育利用については、4、5歳で60名定員であったものが、3～5歳で60名定員となり、教育利用全体の定員数としての変更はありません。</p> <p>また、現状における公立幼稚園の配置では、通園バスを導入する予定はありませんが、少子化や社会情勢の変化等により、将来的に公立幼稚園の配置の見直しが進み、物理的な通園距離が拡大し、保護者等の負担が著しく増大する場合には、通園バスの導入に係る検討も必要であると考えています。</p>



No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
42	その他全般	公立幼稚園でかたくなに3年保育をやらないのはなぜか。世の中3年保育が主流です。秦野は広いわりに私立幼稚園が2園しかないため、家の近くで3年保育が選べるようにすべきと考える。また、私立幼稚園より公立幼稚園の方が長期休暇などの預かり保育が充実しているように思えるため、就労日数が保育園要件を満たさないパート層の受け皿としても、3年保育は行うべきと考える。	C	本市の幼児教育は、公立園と私立園が手を取り合いながら子どもたちの育ちを見守ってきた長い歴史がある中で、私立園は3年保育を実施することにより、公立園にはない特色を出してきた経緯もあります。このような経緯も踏まえたうえで、令和8年度に予定している「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」の改定に合わせて、今後の公立幼稚園の方向性等を検討していきます。
43	その他全般	公立の託児所を駅近くに作ってほしい。常に未就園学児を抱えた状態で生活しているため、人間ドックを受けることすらできない。東京は託児所だけではなく、ベビーシッターにも補助金を出している中で、秦野は核家族の育児に冷たく感じる。	C	御意見については、ニーズ及び費用対効果を踏まえて検討するなど、今後の取組みにおいて参考にさせていただきます。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
44	その他全般	放課後こども教室はなぜ上のみの実施なのか。他の小学校でも実施すべきではないか。また、日数も少ないと考える。	C	<p>上地区以外への拡大については、令和2年度及び3年度に、こども育成課において民間委託で試行的に実施し、検証しましたが、利用状況や費用対効果の面から実施を見送った経緯があります。</p> <p>また、過去に生涯学習課でも、上地区以外の地区で類似事業を実施していましたが、組織・運営体制の維持等が難しくなり、中止となった経緯があります。</p> <p>かみ放課後子ども教室は、自然豊かで地域一体となった上地区の地域性を踏まえ、上公民館の自主事業として実施するとともに、地域のボランティアの協力により運営しており、日数についてはできる範囲（月2～3回程度）で実施しているところです。</p>
45	その他全般	令和6年度に第2期子ども・子育て支援事業計画が終了するが、どのように総括をされて、新規の「こども計画」にどのように引き継がれているのか。それとも引き継がれていないのか。どこかに明記していただきたい。	B	御意見の内容については、「第1章計画の策定に当たって」及び「第3章計画の基本的な考え方」に記載しています。

No.	計画案の該当箇所	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
46	その他全般	この「計画」の対象は乳幼児から40歳未満であるが、非常に幅が広く教育委員会や生涯学習課など全庁的に取り組んできたようだが、どのような連携フローで計画の策定を進めてきたのか。更には今後、どのような連携フローで進めていくのかを明記すべきと思うがどうか。	C	本計画の策定に当たり、庁内における照会、個別の調整、既存の庁内会議組織や必要に応じて開催する会議等により、関係各課との調整を進めてきました。幅広い計画を効果的に推進するためにも、今後については、いただいた御意見を参考に計画の進捗管理を行い、中間見直しや次期計画の検討を進めていきます。
47	その他全般	私立保育園等との連携は不可避であるが、どう連携していくかを明記すべき。	C	御意見については、今後の取組みにおいて参考にさせていただきます。
48	その他全般	子どもの頃は、将来子どもを持ち育てていくイメージを持っていても、大人になると減っていく。子どもを持ちたいと思っている子をそのまま育てていける環境や仕組みが必要となる。人口減少への対策として結婚や出産を促すのではなく、生まれてきた子どもを一人の人格として、正面から向き合うサポートに取り組んでほしい。	C	御意見については、今後の取組みにおいて参考にさせていただきます。